

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該工場の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた（条例第3条第3項に定める申請を行っているものを含む。以下同じ。）工場に付随する工場（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合（新たに異分野の事業を行う施設、エネルギー関連産業の施設及びサプライチェーン対策に資する施設を新たに設置する場合を除く。）にあっては、10億円）以上であること。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該試験研究施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた試験研究施設に付随する試験研究施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあっては、10億円）以上であること。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設（情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業をいう。以下この号及び別表3のアの表において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工場 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該工場の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて1億円以上であること。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該試験研究施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて1億円以上であること。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設（情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p>

ア～ウ 略

(4) 情報処理関連施設（データセンター、コールセンター及び事務処理センターをいう。以下この号及び別表3のイの表において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア～ウ 略

(5) 略

ア 略

イ 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあっては、10億円）以上であること。

ウ・エ 略

(6)～(9) 略

別表（第12条関係）

1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したのものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10（ <u>過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた工場に付随する工場（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合（新たに異分野の事業を行う施設、エネルギー関連産業の施設及びサプライチェーン対策に資する施設を新たに</u>

ア～ウ 略

(4) 情報処理関連施設（データセンター、コールセンター及び事務処理センターをいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア～ウ 略

(5) 物流拠点施設（次号に定めるものを除く。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 略

イ 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円以上であること。

ウ・エ 略

(6)～(9) 略

別表（第12条関係）

1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したのものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。

2 その他の場合	<p>設置する場合を除く。)にあつては100分の5)を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の10(過去において<u>条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた工場に付随する工場(建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。)</u>を設置する場合(新たに異分野の事業を行う施設、エネルギー関連産業の施設及びサプライチェーン対策に資する施設を新たに設置する場合を除く。)にあつては100分の5)を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>
----------	---

備考 略

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下こ</p>

2 その他の場合	<p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の10を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>
----------	--

備考 略

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下</p>

2 その他の場合	<p>の項において同じ。)に100分の15(過去において<u>条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた試験研究施設に付随する試験研究施設(建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。)</u>を設置する場合にあつては100分の10)を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15(過去において<u>条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた試験研究施設に付随する試験研究施設(建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。)</u>を設置する場合にあつては100分の10)を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>
----------	---

備考 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、及びインターネット附随サービス業

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資</p>

2 その他の場合	<p>この項において同じ。)に100分の15を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>
----------	--

備考 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、及びインターネット附随サービス業

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資</p>

産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り。以下この項において同じ。）に100分の15（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた情報処理関連施設に付随する情報処理関連施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあっては100分の10）を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。

(2)～(4) 略

2 略

備考 略

イ データセンター、コールセンター及び事務処理センター

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り。以下この項において同じ。）に100分の15（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた情報処理関連施設に付随する情報処理関連施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあっては100分の10）を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。 (2)～(5) 略

産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り。以下この項において同じ。）に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。

(2)～(4) 略

2 略

備考 略

イ データセンター、コールセンター及び事務処理センター

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り。以下この項において同じ。）に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。 (2)～(5) 略

2・3 略

備考 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設（イに定めるものを除く。）

区 分	算 定 額
1 県の管理する 土地に設置する 場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあつては100分の5）を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。 (2) 略
2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあつては100分の5）を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。 (2) 略

2・3 略

備考 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設（イに定めるものを除く。）

区 分	算 定 額
1 県の管理する 土地に設置する 場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。 (2) 略
2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。 (2) 略

備考 略
イ 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する 土地に設置する 場合 (1) 業務の開 始の日から1 年を経過した 場合	次に掲げる額の合計額 ア 投下固定資産額（土地の取得価額につい ては設置に係る工事の着手の日前3年以後 に、家屋及び償却資産の取得価額につい ては業務の開始の日前3年から業務の開始の 日後1年を経過する日までの間に取得した ものに限る。以下この項において同じ。） に100分の15（過去において条例第3条第 1項の助成企業の指定を受けた地方拠点強 化施設に付随する地方拠点強化施設（建物 又はこれに類する施設を新たに設置する場 合に限る。）を設置する場合にあっては 100分の10）を乗じて得た額。ただし、投 下固定資産額が10億円を超える場合は、そ の超える額については、100分の10を乗じ て得た額とする。 イ～オ 略
(2) 略	
2 その他の場合 (1) 業務の開 始の日から1 年を経過した 場合	次に掲げる額の合計額 ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（ 業務の開始の日前3年から業務の開始の日 後1年を経過する日までの間に取得したも のに限る。以下この項において同じ。）に 100分の15（過去において条例第3条第1 項の助成企業の指定を受けた地方拠点強 化施設に付随する地方拠点強化施設（建物又

備考 略
イ 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する 土地に設置する 場合 (1) 業務の開 始の日から1 年を経過した 場合	次に掲げる額の合計額 ア 投下固定資産額（土地の取得価額につい ては設置に係る工事の着手の日前3年以後 に、家屋及び償却資産の取得価額につい ては業務の開始の日前3年から業務の開始の 日後1年を経過する日までの間に取得した ものに限る。以下この項において同じ。） に100分の15を乗じて得た額。ただし、投 下固定資産額が10億円を超える場合は、そ の超える額については、100分の10を乗じ て得た額とする。 イ～オ 略
(2) 略	
2 その他の場合 (1) 業務の開 始の日から1 年を経過した 場合	次に掲げる額の合計額 ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（ 業務の開始の日前3年から業務の開始の日 後1年を経過する日までの間に取得したも のに限る。以下この項において同じ。）に 100分の15を乗じて得た額。ただし、土地 の取得価額を除く投下固定資産額が10億円 を超える場合は、その超える額については、

はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。)を設置する場合にあつては100分の10)を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。

イ～オ 略

(2) 略

備考 略

6 略

100分の10を乗じて得た額とする。

イ～オ 略

(2) 略

備考 略

6 略

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1号、第2号及び第5号並びに別表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行う企業について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する指定及び助成金の額の算定については、なお従前の例による。